

湖北省特許保護条例

1998年4月2日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

湖北省特許保護条例

(1998年4月2日湖北省第9期人民代表大会常務委員会第2回会議採択)

第1章 総則

第1条 特許の保護を強化し、特許権者及び公衆の合法的權益を保護し、発明創造及び発明創造の応用を図ることを奨励、支持し、科学技術の進歩及び経済の発展を促進するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」及び国の関係法規に基づき本省の実情に照らし本条例を制定する。

第2条 本省の範囲内で特許に関係する製造、使用、販売、輸出入貿易に従事し、及び特許の出願、譲渡、実施許諾、開発、技術サービスなどの活動を行う単位または個人は本条例を遵守しなければならない。

第3条 県（自治県、県級市、省内市の区を含む。以下同じ）以上の人民政府の特許管理部門は、特許の保護業務及び特許紛争の処理、他人の特許を詐称する行為及び非特許の特許であると詐称する行為の調査、処分を行うものとする。

その他の関係部門は各自の職責に基づいて特許管理部門に協力して特許の保護業務を行うものとする。

第4条 省は特許保護技術鑑定委員会を設立する。鑑定委員会の人選は省の特許管理部門により推薦され、省の人民政府の認可を申請するものとする。鑑定委員会の日常業務は省の特許管理部門が担当するものとする。

特許保護技術鑑定委員会は人民法院、特許管理部門、仲裁委員会、その他の機関と個人及び当事者の委託を受け、関係法律、法規に基づき特許の保護範囲に関する技術鑑定の業務を行うことができる。

第5条 各級の人民政府は技術の比率が高い特許製品に対し、ハイテク技術製品の政策に従って支持しなければならない。

第2章 特許の管理

第6条 特許出願の条件を具備した研究開発の成果及び意匠に対し、遅滞なく法に基づき特許を出願することを奨励する。

重大なプロジェクトは特許出願以前に、関係専門家を組織してコンサルティング、論証を行わなければならない。

特許出願と関係する者は守秘義務を守り、且つ自ら技術の譲渡をしてはならない。

第7条 如何なる人も単位に属する職務発明創造を無断で個人の名義を用いて特許に出願してはならない。

如何なる単位または個人も非職務の発明創造を特許に出願することを妨害してはならない。

職務発明創造を成した発明者、創作者に対し、所在の単位は期限通りに奨励金及び報酬を

支払わなければならない。

第8条 下記に示す場合の一に該当するとき、主管部門に特許検索及び特許論証の報告書を提出しなければならない。

- (1) 重大な科学研究プロジェクトの立案及び新製品、新技術の開発。
- (2) 新技術、新設備及び新製品の輸出入貿易。
- (3) 外国側が特許技術、設備を投資し中外合資、協力企業の設立を申請する。
- (4) ハイテク技術企業の資格を申請報告する。
- (5) 特許検索及び特許論証の報告書の提出が必要なその他の場合。

第9条 特許資産の評価は省の特許管理部門に審査許可された特許資産評価資格を有した評価機構により行われ、評価の結果は省特許管理部門に登録しなければならない。

国有資産を有する単位は下記に示す場合の一に該当するとき、国有資産管理部門に報告し、特許資産の評価を行わなければならない。

- (1) 特許出願権、特許権を譲渡する。
- (2) 国有企業、事業単位が法人として変更又は解散前に特許資産を評価する必要がある。
- (3) 国有の特許資産をもって外国の会社、企業、その他の経済組織又は個人と合資、協力して実施し、又は外国の会社、企業、その他の経済組織又は個人に実施を許諾する。
- (4) 特許資産を出資し有限責任公司又は株式会社を設立する。
- (5) 各種の形で国外から特許技術を導入する。
- (6) 他に国家规定に基づき特許資産を評価する。

国有資産を有しない単位又は個人はその特許資産の評価を請求する場合、特許管理部門に立案を申請しなければならない。

第10条 単位又は個人がその特許資産をもって国の関係規定に基づき株式制の企業に出資することを奨励し、職務発明創造を成した発明者又は創作者に対し、職務発明創造の報酬として株を与えることができる。

第11条 企業、事業単位はその職員が退職、定年、転勤等により本単位を離れる前に、遅滞なく当該職員が完成した職務技術の成果に対し整理を行わなければならない。特許出願の条件を具備した場合、遅滞なく特許手続きを行わなければならない。

第12条 特許権者及び特許実施権者はその特許製品又は当該製品の包装に特許標識又は特許番号を表示する権利を有し、且つ製品又は当該製品の包装に省以上の特許管理部門で審査、監督製作された虚偽特許防止標識を表示することができる。

特許製品であると表示した場合、当該特許製品の関係特許証明がなくてはならない。

第13条 放送、テレビ、新聞等を通じて特許製品又は特許技術を宣伝、推薦販売する場合、審査許可機関及び流通単位に特許証、特許文書及び特許管理部門が確認した特許有効の証明を提出しなければならない。特許実施権者は特許実施許諾契約書の副本も提出しなければならない。

審査許可機関及び伝達単位は関係規定に基づき厳格に上述の証明材料を審査しなけれ

ばならない。

第14条 如何なる単位又は個人も特許権侵害行為、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為に従事してはならない。

如何なる単位又は個人も特許権侵害行為、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為に製造、使用、販売、輸入、輸出、展示、広告、貯蔵、運輸、隠匿などの便宜を提供してはならない。

第15条 特許権者及びその利害関係者は輸出入の貨物が特許権を侵害する恐れがあると認められた場合、国の関係規定に基づき特許管理部門及び税関に保護を求めることができる。

第3章 特許紛争の処理

第16条 当事者は下記に示す特許紛争について特許管理部門に処理を求めることができ、直接に人民法院に訴えることもできる。

- (1) 特許権侵害に係わる紛争（他人の特許を詐称する紛争も含む）。
- (2) 特許出願権及び特許権の帰属に係わる紛争。
- (3) 職務発明者の報奨及び報酬に係わる紛争。
- (4) 発明特許出願が公告された後、特許権付与以前に発明を実施した費用に係わる紛争。
- (5) 仲裁約定がない特許出願権辺境証契約書、特許権譲渡契約書及び特許実施許諾契約書に係わる紛争。
- (6) 発明者、設計者の資格に係わる紛争。
- (7) その他、国の規定に基づき特許管理部門が処理しなければならない特許紛争。

第17条 省の特許管理部門は省内の重大な影響があり、管轄権が確定し難く又は省外の当事者に係わり、及びその他の省の特許管理部門が管轄しなければならない特許紛争の処理を行うものとする。

省以下の各級特許管理部門は省の関係する管轄分担規定に基づきその管轄に属し及び上級の特許管理部門により管轄を指定された特許紛争の処理を行うものとする。

第18条 特許管理部門に特許紛争の処理を求める場合、下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許紛争と直接利害関係のある単位又は個人である。
- (2) 明確な被請求者と具体的な請求事項、事実及び理由がある。
- (3) 当事者のいずれも人民法院に提訴していないまたは仲裁約定がない。
- (4) 本条例第16条に規定された受理範囲及び申請を受ける特許管理部門の管轄に属する。

第19条 国有企業、事業単位の特許の権益に係わり、その上級の主管部門又は国の規定により国有資産の管理責任を負う部門が特許紛争の処理を申請した場合、特許管理部門は受理しなければならない。

第20条 特許管理部門は特許紛争処理の申請に対し立案し受理した後、10日以内に被請求者に答弁することを通知しなければならない。

被請求者は答弁通知書を受領した後15日以内に答弁書及び関係証拠を提出しなければならない。

被請求者は期限通りに提出しなかった又は提出しない場合も、特許管理部門の処理には影響を及ぼさないものとする。

第21条 特許管理部門が立案した後、被請求者は答弁期間以内に中国特許局に特許権の取消し又は特許再審委員会に特許権の無効宣告を申請した場合、特許管理部門に書面にて通知しなければならない。且つ本件特許紛争の処理手続きの中止を申請することができ、特許管理部門は処理を中止するか否かに対し、審査決定を下し、且つ当事者に通知しなければならない。

第22条 特許管理部門は特許紛争の処理に際し、現場での実地調査、検査、案件と係わる調書、図面、資料、帳簿等の原始証拠を封印保存又は仮差押える権利を有し、関係単位又は個人は調査に協力し且つ関係する証拠材料を提供しなければならない。拒絶してはならない。

守秘しなければならない証拠に対し、特許管理部門、関係単位及び個人は守秘義務を負わなければならない。

特許法律執行官は調査、証拠収集に際し、法律執行の証書を提示しなければならない。

第23条 特許管理部門は特許紛争の処理に際し、請求者の申請に応じて案件と係わる貨物、材料、専用道具、設備等の物品を封印保存又は仮差押えることができる。

請求者は上述の措置を申請するとき、担保を提供しなければならない。担保を提供しなかった場合、特許管理部門はその申請を却下することができる。被請求者が担保を提供した場合、特許管理部門の審査、同意を経て、封印保存を解除し又は仮差押えられた物品を返却することができる。

第24条 特許管理部門は案件の状況の必要性又は当事者の申請に応じ、別の当事者を追加、通知し本件を処理することができる。

第25条 特許管理部門は特許紛争の処理において調停原則を適用し、調停できなかった場合、6ヶ月以内に処理決定を下し、特殊な理由で期限を延長する必要がある場合、上級の特許管理部門に報告してその認可を得なければならない。

第26条 下級の特許管理部門は特許紛争の処理において、処理決定を下した日から15日以内に処理決定書を省の特許管理部門に登録しなければならない。省の特許管理部門は下級の特許管理部門が下した処理決定に明確な誤りがあることを発見した場合、是正又は下級の特許管理部門に再処理を要求することができる。

当事者は特許管理部門が下した処理決定に不服がある場合、法に基づき人民法院に訴えることができ、規定された期限内に提訴しない且つ処理決定を履行しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第4章 特許を詐称する行為の調査、処分

第27条 特許管理部門は下記に挙げる特許を詐称する行為を調査、処分する。

- (1) 偽造された特許証、特許出願番号、特許番号又はその他の特許出願標識、特許標識を印刷、製造又は使用する。
- (2) 既に却下、撤回、撤回と看做された特許出願番号又はその他の特許出願標識を印刷、製造又は使用する。
- (3) 既に取消し、終止、無効であると宣告された特許証、特許番号又はその他の特許標識を印刷、製造又は使用する。
- (4) 特定の特許番号を使用し、その実際の製品又は実際の方法が当該特許の保護範囲と一致していない。
- (5) 前述四項に挙げる標識製品を製造または販売する。
- (6) その他の特許を詐称する行為を行う。

第28条 特許管理部門は特許を詐称する行為の調査、処分において、下記に挙げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 特許を詐称する行為に係わる物品を検査、封印保存又は仮差押える。
- (3) 特許を詐称する行為に関係する活動を調査、処分する。
- (4) 特許を詐称する行為に係わる契約書、帳簿、標識などの資料を検閲、複製または封印保存、仮差押える。

特許管理部門法に基づき調査、処分権の行使において、関係単位又は個人は協力しなければならない、拒絶してはならない。

第29条 特許を詐称する行為の事実が明確で、証拠が確実な場合、特許管理部門は遅滞なく処罰決定を下さなければならない。

処罰決定書は送達後発効するものとする。

特許を詐称する行為が成立しない場合は、案件を遅滞なく終結させなければならない。

第5章 法的責任

第30条 特許権侵害行為を実施する単位又は個人に対し、特許管理部門は侵害行為を停止し、損失を賠償し、公開で是正し、影響を排除するよう命じ、且つその侵害製品及び主に侵害製品を製造するための物品を没収する。

特許を詐称する行為を実施する単位又は個人に対し、特許管理部門は詐称行為を停止し、公開で是正し、影響を排除し、特許を詐称する標識を廃棄するよう命じ、違法所得を没収する。特許を詐称する標識は製品と分離困難な場合は、その製品を没収し且つ廃棄又はその他の措置を講じ、必要な費用は特許を詐称する行為を実施する単位又は個人により負担される。

第31条 下記に挙げる行為の一に該当するとき、特許管理部門は情状により罰金を科すものとする。

- (1) 特許権侵害行為（特許を詐称する行為を含む。）を実施する。
- (2) 非特許を特許であると詐称する行為を実施する。
- (3) 本条例第22条、第23条、第28条の規定に違反して、関係単位または個人は案

件に係わる帳簿、契約書、図面、調書資料などの提供を拒絶し、又はそれを隠匿、移転、廃滅し、又は封印保存された物品を無断で解除、移転、販売する。

罰金の程度は以下の通りである。情状が軽い場合は、1千元以上5千元以下又は違法所得額と同額の罰金を科し、情状が重い場合は、5千元以上2万元以下又は違法所得額の1から2倍の罰金を科し、情状が重大で悪質な場合は、2万元以上5万元以下又は違法所得額の2から3倍の罰金を科す。

第32条 特許権侵害行為又は非特許を特許であると詐称する行為を実施した単位又は個人が特許管理部門が下した影響排除、公開的是正の処理決定を履行しない場合は、特許管理部門は影響を排除し、公開で是正する方法及び内容を決定し、必要な費用は特許権侵害行為又は非特許を特許であると詐称する行為を実施した単位又は個人に負担される。

第33条 本条例の関係規定に違反した場合、当事者は相応の責任を負わなければならない。

- (1) 本条例第6条、第8条、第11条の規定に違反して、国家、単位又は他人に重大な損失を与えた場合、所在単位又は上級の主管機関は直接の責任者に行政処分を行う。
- (2) 本条例第14条の規定に違反して、特許管理部門は本条例の特許権侵害行為又は非特許を特許であると詐称する行為に対する法的責任に係る規定に照らし、処理又は処罰を行う。
- (3) 特許管理部門の法に基づく公務履行を拒絶、妨害した場合、公安機関は「中華人民共和国治安管理処罰法」に基づき処理を行い、犯罪に該当する場合には、司法機関は法も基づき刑事責任を追及する。

第34条 当事者は特許管理部門の処罰決定に不服がある場合、法に基づき行政不服再審を申請し又は人民法院に訴えることができる。当事者が法定の期間内に行政不服再審を申請しない又は人民法院に提訴しない且つ処罰決定の履行を拒絶した場合は、処罰決定を下した特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第35条 特許管理部門は特許紛争の処理、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分において、直接の責任者に対し行政処分を行う必要があると認めた場合、書面にてその所在の単位又は上級の主管機関に行政処分を行うようアドバイスすることができる。

第36条 特許法律執行官が職務懈怠、職権濫用、汚職をした場合、その所在単位又は上級の主管機関に行政処分を行い、刑法に違反してその犯罪に該当する場合には、司法機関は刑事責任を追及する。

第6章 附則

第37条 侵害行為を停止するとは、侵害行為に係る製造、使用、販売、輸出入及び本条例第14条に挙げた活動、侵害製品又は侵害方法の実施により直接的に得られた製品を廃棄又は講じられたその他の措置、侵害製品を製造又は侵害方法を使用する専用型、道具、専用設備、専用部品などを廃棄又は講じられたその他の措置を指す。

第38条 損害賠償とは、侵害者が侵害行為により特許権者に与えた損失及び特許権者が侵害行為を調査するに要した合理的な費用を含む。

侵害行為による損害賠償は、特許権者の実際的な経済損失又は侵害者が得た利益又は同種の特許の許諾実施の許諾費で計算する。

包装、トレードドレスの意匠権侵害である場合、付属の製品の全額利益で損失の賠償額を計算する。

利益が計算できない場合は、侵害者の製品の生産額×当該業界の平均利益率又は特許権者の利益率で計算する。

上述の方法でも損失の賠償額を計算できない場合は、特許管理部門は1万元から10万元の損失賠償額を確定することができる。

第39条 本条例の応用における問題については、省の特許管理部門が解釈する。

第40条 本条例は公布日から実施する。